

26.1 透明性及び腐敗行為の防止（本則）

玉田大⁺

I. 概要[#]

1. 第 26 章

A) 定義（26.1 条）

「公務員が公務の遂行に関して行動し、又は行動を差し控える」とは、当該公務員に認められた権限の範囲内であるか否かを問わず、その地位を利用することを含む。「一般に適用される行政上の決定」とは、行政上の決定又は解釈であって、一般的に当該決定又は解釈の範囲の対象となる全ての者及び事実関係について適用され、並びに行動規範を形成するものをいい、次のものを含まない。(a) 行政上の手続又は準司法的な手続において行われる認定又は決定であって、個別の事案において他の締約国の特定の者、商品又はサービスについて適用されるもの。(b) 特定の行為又は慣行について判断する決定。

「外国公務員」とは、外国の立法、行政又は司法に属する職にある者及び外国のために公的な任務を遂行する者をいう。

「公務員」とは次の者をいう。(a) 締約国の立法、行政又は司法に属する職にある者。(b) 締約国のために公的な任務を遂行し、又は締約国の法令に定める公的な役務であって当該締約国の関連する分野の法令の適用を受けるものを提供するその他の者。(c) 締約国の法令において公務員とされるその他の者。

B) 公表（26.2 条）

締約国は、この協定の対象となる事項に関する法令、手続及び一般に適用される行政上の決定を速やかに公表し又は入手可能なものとすることを確保する(26.2 条 1)。締約国は、可能な限り、とらうとする措置を事前に公表し、利害関係者に意見提出のための合理的機会を与える(26.2 条 2)。

C) 行政上の手続（26.3 条）

各締約国は、この協定の対象となる事項について一般に適用される全ての措置について、一貫性があり、公平であり、及び合理的である態様で実施するため、特定の場合における他の締約国の特定の者、商品又はサービスについて前条 1 に規定する措置を適用する自国

⁺ たまだ だい／神戸大学大学院法学研究科教授

[#] * = 「2. 解説・コメント」の対象となる条文・記述。

の行政上の手続において、次のことを確保する。(a) 当該手続によって影響を受ける他の締約国の者に対し、国内手続に従い、その手続がいつ開始されるかについての適当な通報が行われること。(b) 当該手続によって影響を受ける他の締約国の者に対し、最終的な行政上の行為の前に、当該他の締約国の者の立場を裏付ける事実及び主張を提示するための適当な機会が与えられること。(c) 手順が自国の法令に基づいたものであること。

D) 審査及び上訴 (26.4 条)

各締約国は、この協定の対象となる事項に関する最終的な行政上の行為の速やかな審査及び正当な理由がある場合にはその是正のため、司法裁判所・準司法的機関・行政裁判所又は司法・準司法・行政上の手続を採用・維持する (26.4 条 1)。1 に規定する裁判所等について、その当事者に対して次の権利が与えられることを確保する。(a) 当事者がその立場を裏付ける主張を行い、又はその立場を防禦するための適当な機会が与えられること。(b) 証拠及び記録される意見又は関連する当局が作成する記録に基づく決定が行われること (26.4 条 2)。

E) 情報の提供 (26.5 条)

締約国は、措置の案又は実際の措置が、本協定の運用に著しく影響を及ぼすおそれがあり、又は本協定に基づく他の締約国の利益に実質的に影響を及ぼすおそれがあると認める場合には、当該他の締約国に対して当該案又は当該措置を通報する (26.5 条 1)。

F) 適用範囲 (26.6 条) *

締約国は、国際的な貿易及び投資における贈収賄及び腐敗行為を除去する決意を確認する (26.6 条 1)。締約国は、この節の規定に従い採択・維持する犯罪及び犯罪阻却事由又は行為の合法性を規律する法的原則が各締約国の国内法令によって定められること並びにこれらの犯罪が締約国の法令に従って訴追・処罰されることを認める (26.6 条 3)。締約国は、国連腐敗防止条約 (2003 年) を締結する (26.6 条 4)。

G) 腐敗行為と戦うための措置 (26.7 条)

締約国は、自国の管轄権に服する者によって次の行為が故意に行われる場合、当該行為を自国の法令によって犯罪とするために必要な立法等を採用・維持する。(a) 公務員に対し、当該公務員が公務の遂行に当たって行動し、又は行動を差し控えることを目的として、当該公務員又は他の者若しくは団体のために不当な利益を直接又は間接に約束し、申し出、又は供与すること。(b) 公務員が、自己の公務の遂行に関して、又は自己の公務の遂行に当たって、行動し、又は行動を差し控えることを目的として、当該公務員等のために不当な利益を直接又は間接に要求・受領すること。(c) 商取引上の利益又はその他の不当な利益を

取得・維持するために、外国公務員又は公的国際機関職員に対し、当該職員が公務の遂行に関して行動し、又は行動を差し控えることを目的として、当該職員又は他の者若しくは団体のために不当な利益を直接又は間接に約束・申し出・供与すること。(d) 上記の判断の実行を幫助・教唆・共謀すること (26.7 条 1)。各締約国は、犯罪又は違反に対して制裁を科し (26.7 条 2)、自国の法的原則に従い、法人に対しても刑罰又は制裁が科されることを確保する (26.7 条 3)。各締約国は、贈収賄罪を目的とした行為 (簿外勘定の設定、帳簿外での取引又は不適切に識別された取引など) を禁止するために必要な措置を採用・維持し (26.7 条 5)、犯罪事実を当局に報告する者を不当な待遇から保護するための措置の採用・維持を検討する (26.7 条 6)。

H) 腐敗防止法の適用及び執行 (26.9 条)

各締約国は、自国法制の基本原則に従い、一連の作為又は不作為を貿易及び投資を奨励する手段として継続し、又は反復することにより、腐敗行為と戦うための措置に関する法令その他の措置の効果的な執行を怠ってはならない (26.9 条 1)。各締約国は、自国法制の基本原則に従い、法執行、訴追及び司法の当局が腐敗行為防止に関する自国の法律の執行について裁量を行使する権利を保持する (26.9 条 2)。

D) 他の協定との関係 (26.11 条)

この協定は、腐敗防止に関する他の協定上の締約国の権利・義務に影響を及ぼすものではない。

J) 紛争解決 (26.12 条)

第 28 章 (紛争解決) は、第 26 章 C 節 (腐敗防止) については修正して適用する (26.12 条 1)。締約国は他の締約国の措置が C 節の義務に適合しないと認める等の場合において、締約国間の貿易又は投資に影響が及んでいると認めるときに限り、本条及び第 28 章の手続を利用することができる (26.12 条 2)。いずれの締約国も、26.9 条の下で生じる事項について、この条又は 28 章の紛争解決を求めてはならない (26.12 条 3)。

2. 保険等の非関税措置に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の書簡

A) 審議会・諮問委員会 (1 条) *

日本国政府は、関係当局が以下のことを行うことを確保する。(a) 外国の関係者を含むすべての利害関係者に対して、審議会等の会合への傍聴、出席又は意見書提出を認めること。(b) 審議会等の設置について適宜に公表すること。(c) 審議会等の会合を公開すること。(d) 審議会等の各会合について、適時に公表すること。(e) 議事録等を公衆の閲覧及び複製のた

めに入手可能なものとする。 (f) 審議会等の各会合の詳細な議事録が保管されるよう求めること。 (g) 以上の要請が満たされなかった場合、利害関係者に対し、審議会等の事務局への苦情申立てを通じ是正を求める機会を提供すること。これらの要求は、国家の安全保障その他の合理的な理由により非公開とする必要があると決定する場合にのみ、例外が認められる。

B) 公衆による意見提出の手続 (2条)

両政府は、26.2条4の関連規定の円滑かつ効果的な実施のために必要な措置をとる。

II. 解説・コメント

《TPP 署名国の透明度》 腐敗防止に関する国際 NGO であるトランスペアレンシー・インターナショナル (Transparency International) が発表した「2015 年腐敗認識指数」 (Corruption Perceptions Index) によれば、TPP 署名国の透明度 (反腐敗度) 順位は以下の通りである (168 カ国中)。NZ 4 位、シンガポール 8 位、加 9 位、豪 13 位、米 16 位、日 18 位、チリ 23 位、マレーシア 54 位、ペルー 88 位、メキシコ 95 位、ベトナム 112 位 (ブルネイは調査対象外)。このように、TPP 署名国は、経済規模・成長率において異なるだけでなく、透明度 (反腐敗度) の点でも大きく異なっており、反腐敗法制の実効性向上と透明性の向上が求められる。

《他の経済条約における状況》 公務員に対する贈収賄及び腐敗行為は公正な国際貿易・投資を歪曲するため、多くの BIT/FTA/EPA においてその防止が定められている。日本の BIT 及び EPA は対途上国のものが多く、必然的に腐敗防止規定が広く設けられている。BIT に関しては、2007 年以降の BIT において腐敗防止規定が見られる。日=カンボジア BIT (2007 年) [和文、英文] 10 条、日=ラオス BIT (2008 年) [和文、英文] 10 条、日=ペルー BIT (2008 年) [和文、英文] 10 条、日=ウズベキスタン BIT (2008 年) [和文、英文] 9 条、日=コロンビア BIT (2011 年) [和文、英文] 8 条、日=パプアニューギニア (2011 年) [和文、英文] 9 条、日=ミャンマー BIT (2013 年) [和文、英文] 11 条、日=カザフスタン BIT (2014 年) [和文、英文] 10 条、日=ウルグアイ BIT (2015 年) [和文、英文] 14 条に腐敗防止規定が設けられている。ただし、いずれも腐敗防止に関する極めて簡潔な条文が 1 つ置かれているに過ぎない。EPA も同様である。日=比 EPA (2006 年) [和文、英文] 8 条、日本=タイ EPA (2007 年) [和文、英文] 7 条、日本=インドネシア EPA (2007 年) [和文、英文] 8 条、日=ペルー EPA (2011 年) [和文、英文] 9 条に腐敗防止規定が設けられているが、簡潔な腐敗防止規定が置かれているに過ぎない。また、腐敗防止を直接規定するわけではないものの、日中韓投資協定 (2012 年) 10 条 (透明性) は、国内法令等

の公開を義務付けている（[\[和文\]](#) [\[英文\]](#)）。

なお、近年の投資仲裁では、投資財産が腐敗行為に基づいて設立された場合には投資協定上の保護対象（「正当な投資財産」）とはみなさないという判断例が見られる。こうした事例では、投資協定や受入国の国内法が適用される例も見られるが、より広く「法の一般原則」や「国際公序」が適用される傾向が見られる¹。

《他の腐敗防止関連条約との関係》 TPP 協定は腐敗防止関連条約に基づく締約国の権利及び義務に影響を及ぼさないとされており（26.11 条）、以下の 4 つの条約が挙げられている。

①国連腐敗防止条約 [\[和文\]](#) [\[英文\]](#)

- ・ 2003 年採択。2005 年発効。2016 年 2 月の締約国・機関は 178。
- ・ 日本は 2003 年 12 月 9 日に署名し、2006 年 6 月 2 日に国会承認。ただし未批准（[条約を実施するための国内法の成立を待って締結予定](#)）。

②国際組織犯罪防止条約 [\[和文\]](#) [\[英文\]](#)

- ・ 2000 年採択。2003 年発効。2015 年 11 月の締約国は 186 か国・地域。
- ・ 日本は 2000 年の署名会議で署名し、2003 年 5 月に国会承認済み。ただし未批准（[国内法が未成立のため、批准に至っていない](#)）。

③OECD 外国公務員贈賄防止条約 [\[和文\]](#) [\[英文\]](#)

- ・ 1997 年採択。
- ・ 日本は 1998 年 5 月 22 日に国家承認。同 9 月に不正競争防止法の一部を改正する法律が成立し、1998 年 10 月 13 日に批准。1999 年 2 月 15 日に発効。

④腐敗防止に関する米州条約（カラカス、1996 年）

TPP 26.6 条 4 において締約国には条約①の締結（＝批准）が義務付けられている（shall ratify or accede to）。従って、TPP 発効前に日本は国内法を整備し、①を批准する必要がある。TPP 発効後、腐敗防止に関する実体的・手続的権利義務は実質的に①で規律されることになる。

《法適用の実効性》 本章は、「透明性」だけでなく「腐敗防止」を章のタイトルに加えている点で他の経済条約に比べて進展が見られる。とは言え、本章の課題は腐敗防止の実効性を如何に担保するかという点にある。26.9 条では腐敗防止法の適用及び執行が定められているが、同条に付された注 8 では、「個別の事案又は特定の裁量的な決定が各締約国の

¹ Dai Tamada, "Host States as Claimants: Corruption Allegations", in Shaheez Lalani and Rodrigo Polanco Lazo (eds.), *The Role of the State in Investor-State Arbitration* (Brill/Nijhoff, 2015), pp.103-122. 玉田大「投資仲裁の適用法規—delocalisation と localisation の相克—」国際商取引学会年報 2015 年第 17 号（2015 年）134-145 頁。

法令及び法令上の手続に従うものであること」が確認されている。また、26.9 条は第 28 章（紛争解決）の適用対象からは除外されている（26.12 条 3）。その結果、締約国内で腐敗防止法の適用・執行が十分に確保されない危険が残っていると見えよう²。

《審議会等の公開》 日米書簡では審議会等の透明性が要求されているが、この要請は日本側にだけ課されており、米国側（諮問委員会）には課されていない。以前から米国は日本に対して同様の要求を行っており、「[日米経済調和対話](#)」（2011 年 2 月）の「米国側関心事項（透明性）」において、審議会等の開放性・透明性を日本に要求していた。日米書簡はこうした米国側の要求を反映したものと考えられる。

III. 備考および更新情報

v.2：日米並行交渉文書に関する記述を加筆した（I. 2、II.）。

² Caroline Freund, “Other New Areas: Customs Administration and Trade Facilitation, Anticorruption, Small and Medium-Sized Enterprises, and More,” in Jeffrey J. Schott and Cathleen Cimino-Isaacs (eds.), [Assessing the Trans-Pacific Partnership. Volume 2: Innovations in Trading Rules](#), Peterson Institute for International Economics, *PIIE Briefing* 16-4 (March 2016), p.69.